

建設業の環境自主行動計画

第4版

2007年4月

(社)日本建設業団体連合会
(社)日本土木工業協会
(社)建築業協会

はじめに

気候変動や異常気象など地球温暖化の影響が顕在化する中で、わが国では「京都議定書目標達成計画」に基づき京都議定書の第1約束期間(2008～2012年)における目標の達成に向け、さらなる二酸化炭素(以下CO₂)排出量削減に向けた取組みがおこなわれています。

また、資源循環型社会形成や生物多様性に配慮した環境保全等も急務とされ、企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)として総合的な環境への取組みや説明責任が求められています。

建設業が、事業を通してCO₂の排出、建設副産物の発生、自然環境の改変など、地球環境、地域環境に影響を及ぼしていることを認識し、(社)日本建設業団体連合会、(社)日本土木工業協会および(社)建築業協会(以下3団体)では1996年に「建設業の環境保全自主行動計画」を策定以来、関係行政機関、関連業界との連携を保ちながら環境負荷の低減に注力し持続可能な社会の構築に向けて努力して参りました。

今後は、さらに気候変動への対応、自然環境等の保全・再生・創造など、多くの役割を社会の基盤整備の中で担っていく必要があるため、第4版となる「環境自主行動計画」を策定し、3団体および会員企業の社会的責任の一環として、環境への取組みの一層の強化を図ります。そのためにも2010年度までの業界目標を定め、その達成に向けた実施方策を明記しました。

国や自治体あるいは関連業界との連携を図るとともに、これら機関等への要請あるいは提案も積極的におこなって参ります。また、会員企業は本行動計画を範として、目的目標を明確化し、自社の環境活動に積極的に取り組んで参ります。

2007年4月

(社)日本建設業団体連合会
会 長 梅田 貞夫
(社)日本土木工業協会
会 長 葉山 莞児
(社)建築業協会
会 長 野村 哲也

建設業の環境自主行動計画の概要

環境で新たな豊かさを創出する建設業

美しい地球と未来の子供達のために

会員企業の行動計画

(環境経営を充実・環境負荷低減活動を実践)

環境経営

A-1 環境経営の充実

- 環境リスクの低減
- ・環境リスク低減に向けた取組み
- ・EMSの導入・継続的改善および環境情報公開の促進
- ・EMSの導入および継続的改善
- ・環境情報公開の実施

- 環境社会貢献の促進
- ・環境社会貢献の意識の向上
- ・地域の緑化・美化活動等への参加・協力
- ・環境ボランティア活動の促進

環境保全

B-1 地球温暖化対策

- 施工段階におけるCO₂の排出抑制
- ・建設発生土の搬出量の削減および搬送距離の短縮
- ・アイドリングストップおよび省燃費運転の促進
- ・重機・車両の適正整備の励行
- ・省エネルギー性に優れた工法、建設機械、車両の採用促進
- ・高効率仮設電気機器等の使用促進
- ・現場等での省エネルギー活動の推進
- 建物運用段階におけるCO₂の排出抑制
- ・環境配慮設計の推進
- ・技術開発の推進

- 建設発生土の対策
- ・発生抑制への提案
- ・建設発生土情報交換システムの活用
- ・管理の徹底

B-2 建設副産物対策

- 産業廃棄物目別の対策
- 建設発生木材
- ・新築工事における発生抑制
- ・大規模造成工事等における場内利用
- ・分別解体等の徹底
- 建設汚泥
- ・発生抑制への提案
- ・リサイクルの促進
- ・社員等への啓発活動の促進
- 建設混合廃棄物
- ・新築工事における発生抑制
- ・解体工事における分別解体等の徹底
- その他の建設廃棄物
- ・広域認定制度の採用推進
- ・石膏ボードのプレカット搬入と分別の徹底
- ・廃プラスチック類のリサイクル先に合致した分別の徹底

B-3 有害物質・化学物質対策

- 改修・解体工事における対策
- 石綿
- ・改修・解体工事における石綿含有建材の適正処理
- ・改修・解体工法開発の推進
- ・無害化処理の推進
- P C B、フロン、ダイオキシン等
- ・改修・解体工事における事前調査の徹底
- ・法規制順守による有害化学物質の適正処理
- ・冷媒フロンの適正処理の促進
- 新築工事における化学物質対策
- ・有害化学物質の使用削減と環境配慮型製品の使用促進
- ・室内空気質(シックハウス)対策の促進
- ・発注者、設計者、作業員への情報提供・提案

B-4 生態系保全

- 施工段階における生態系保全の推進
- ・施工段階における生態系との共生を図る技術開発の促進
- ・都市部における自然環境整備の提案

環境配慮

C-1 環境配慮設計の推進

- 建築部門における環境配慮設計の推進
- ・CASBEEの利用推進
- ・環境配慮設計に関わる技術の開発、改良の推進

- 土木部門における環境配慮技術の提案の推進
- ・環境保全、自然再生および環境創造を考慮した技術・手法の提案

C-2 グリーン調達促進

- 重点グリーン調達品目の設定と調達促進
- ・建設資機材等のグリーン調達の促進
- ・事務用品等のグリーン調達の促進

C-3 環境保全技術活用の促進

- 環境保全技術全般の整備と活用の促進
- ・環境保全等を考慮した技術・手法の整備と活用の促進

3 団体の行動計画

(会員企業の活動を支援・3団体の目標を設定・フォローアップ)

環境経営

A-1 環境経営の充実

環境リスクの低減
・環境リスク低減に向けた取組みの支援
EMSの導入・継続的改善および環境情報公開の促進
・会員企業の環境経営向上に向けた支援

目標

[環境情報公開企業数を 2010 年度までに会員企業数の 50%]

環境社会貢献の促進
・環境ボランティア活動等の促進
・環境ボランティア関連の広報活動の促進

環境保全

B-1 地球温暖化対策

施工段階における CO₂ の排出抑制
・会員企業等への啓発
・CO₂ 排出量削減活動実績の把握

目標

[CO₂ 排出量を 2010 年度までに 12%削減]
1990 年度基準・原単位

建物運用段階における CO₂ の排出抑制
・発注者等への協力要請
・CO₂ 計画排出削減量の定量的把握

B-2 建設副産物対策

産業廃棄物目別の対策
建設発生木材
・マテリアル・リサイクルおよびサーマル・リサイクルの推進
建設汚泥
・リサイクル促進に向けた支援活動の実施
・新たな呼称「建設泥土(仮称)」の提案
建設混合廃棄物
・収集運搬の効率化の推進
・他産業との連携の強化
その他の建設廃棄物
・利用可能な広域認定制度の検討と情報伝達
・廃石膏ボードのリサイクルルート検討と情報提供
・廃プラスチック類のマテリアルに重点を置いたリサイクルルート検討と情報提供

目標

[建設発生木材の再資源化等率を 2010 年度までに 95%]
[建設汚泥の再資源化等率を 2010 年度までに 75%]
[建設混合廃棄物の排出量削減を 2010 年度までに 50%]
2000 年度基準

建設発生土の対策
・建設発生土利用の促進に関する検討
・建設発生土を受け入れる仕組みの構築等の検討

目標

[利用土砂の建設発生土利用率を 2010 年度までに 90%]

B-3 有害物質・化学物質対策

改修・解体工事における対策
石綿
・会員企業への広報・教育の推進
・石綿含有産業廃棄物の適正処理の徹底
・行政への働きかけ
・情報収集・周知の徹底
PCB、フロン、ダイオキシン等
・PCB廃棄物の適正処理の推進
・冷媒フロン回収率の向上を目指した取組みの強化
・ダイオキシン等の有害化学物質の取扱いに関する周知
新築工事における化学物質対策
・建設資材に含有される化学物質使用に関する実態の把握
・有害化学物質の評価方法の策定
・化学物質管理に関する啓発と情報開示
・行政や関連業界への働きかけ

B-4 生態系保全

施工段階における生態系保全の推進
・一般社会への PR 活動の促進

環境配慮

C-1 環境配慮設計の推進

建築部門における環境配慮設計の推進
・CASBEE の利用状況調査および利用の推進
・環境配慮設計に関わる技術の情報収集
・関連業界との情報交換の実施

土木部門における環境配慮技術の提案の推進
・環境保全、自然再生および環境創造技術・手法の
収集・整理、提供

C-2 グリーン調達促進

重点グリーン調達品目の設定と調達促進
・会員企業への情報提供および啓発
・関連業界・行政との情報交換の実施

C-3 環境保全技術活用の促進

環境保全技術全般の整備と活用の促進
・環境保全技術・手法等の収集、情報提供
・関連業界との情報交換の実施
・一般社会へのPR活動の促進

目次

A 環境経営	
A-1 環境経営の充実	1
A-1-1 環境リスクの低減	
A-1-2 E M Sの導入・継続的改善および環境情報公開の促進	
A-1-3 環境社会貢献の促進	
B 環境保全	
B-1 地球温暖化対策	5
B-1-1 施工段階におけるCO ₂ の排出抑制	
B-1-2 建物運用段階におけるCO ₂ の排出抑制	
B-2 建設副産物対策	9
B-2-1 産業廃棄物品目別の対策	
B-2-1-1 建設発生木材	
B-2-1-2 建設汚泥	
B-2-1-3 建設混合廃棄物	
B-2-1-4 その他の建設廃棄物	
B-2-2 建設発生土の対策	
B-3 有害物質・化学物質対策	15
B-3-1 改修・解体工事における対策	
B-3-1-1 石綿	
B-3-1-2 P C B、フロン、ダイオキシン等	
B-3-2 新築工事における化学物質対策	
B-4 生態系保全	19
B-4-1 施工段階における生態系保全の推進	
C 環境配慮	
C-1 環境配慮設計の推進	21
C-1-1 建築部門における環境配慮設計の推進	
C-1-2 土木部門における環境配慮技術の提案の推進	
C-2 グリーン調達促進	24
C-2-1 重点グリーン調達品目の設定と調達促進	
C-3 環境保全技術活用の促進	26
C-3-1 環境保全技術全般の整備と活用の促進	
D 参考資料	
D-1 環境自主行動計画見直しの経緯	29
D-2 数値目標に関する参考資料	30
D-2-1 環境情報公開	
D-2-2 CO ₂ 排出量削減	
D-2-3 建設副産物	

A 環境経営

A-1 環境経営の充実

《現状認識》

企業経営においては、経済的側面に加え、社会的側面および環境的側面を含めた企業の社会的責任が問われている。近年、建設廃棄物や石綿除去、水質汚濁、土壌汚染などに関する問題が顕在化し、環境に関する法規制が年々強化されている。また、企業に対するステークホルダーからの要請として、環境情報の開示や環境社会貢献なども求められており、企業評価のひとつとなりつつある。

このような中で、建設業は、地球環境や地域環境への影響を認識し、建造物の計画・設計・施工・改修・解体などを通じて、環境関連法規制等の順守、環境負荷の低減、環境の保全・再生・創造、社会貢献活動などを実践し、企業の信頼性を高めていく必要がある。

そのためには、環境マネジメントシステム(以下EMS)を活用し、環境活動を効率的に実践するとともに、環境リスク管理を徹底し、その低減を図り、それらの実績を社会に公表していくことが重要となる。

《取組項目》

A-1-1 環境リスクの低減

A-1-2 EMSの導入・継続的改善および環境情報公開の促進

A-1-3 環境社会貢献の促進

A-1-1 環境リスクの低減

《目的》

会員企業は、特に施工段階における徹底した法規制等の順守、適正管理、緊急事態への対応をおこない、自社の環境リスクを低減する。

また、その支援策として3団体は法規制情報や環境リスク関連事例情報あるいはツールを提供することで、会員企業のみならず建設業全体の環境リスクを低減することに寄与する。

《実施方策》

会員企業：

環境リスク低減に向けた取組み

- ・チェックリストなどによる施工段階等の環境法規制等順守評価
- ・従業員、協力業者等に対する環境リスク教育の実施

3団体：

環境リスク低減に向けた取組みの支援

- ・環境保全法令集の監修、環境法規制等順守チェックリストの作成・提供
- ・環境リスク関連情報の収集・作成・提供

A-1-2 EMSの導入・継続的改善および環境情報公開の促進

《目的》

会員企業は、環境経営の推進に努め、環境保全への取組みを積極的に情報公開することにより、社会に対する説明責任を果たすとともに、さまざまな利害関係者との環境コミュニケーションを積極的に図る。

《目標》

環境情報公開企業数を2010年度までに会員企業数の50%

環境報告書等の発行、ホームページでの情報公開等の環境情報公開企業数を会員企業の50%とする。

目標値は[参考資料D-2]を参照

《実施方策》

会員企業：

EMSの導入および継続的改善

- ・未導入企業においては、EMSの導入
- ・運用中の企業においては、効果的運用に向けた継続的改善
- ・関連企業や協力会社への環境活動促進に向けた支援

環境情報公開の実施

- ・社会に対する環境関連の活動成果や実績等の公開

3団体：

会員企業の環境経営向上に向けた支援

- ・EMSの導入および継続的改善の支援に向けた関連資料の作成・提供
- ・環境情報公開に向けた関連資料の作成・提供
- ・環境情報公開促進セミナーの実施

A-1-3 環境社会貢献の促進

《目的》

環境問題に深くかかわる建設業の社会的責任として、社員はもとより、その家族や協力業者まで、環境社会貢献への意識を高めるとともに、将来を担う子供たちに対して、建設業の役割と環境社会貢献に寄与していることをわかりやすく伝える。

《実施方策》

会員企業：

環境社会貢献の意識の向上

- ・業界団体等が協賛・出展する展示会や環境教育セミナー等への積極的な参加・協力
- ・政府の運動(チームマイナス6%など)への参加
- ・社員等の家庭における環境活動の促進に向けたPR

地域の緑化・美化活動等への参加・協力

- ・作業所や事業所周辺の緑化や清掃活動の促進
- ・環境活動を実施している作業所や研究施設での見学会などの開催
- ・地域主催の環境活動への参加・協力

環境ボランティア活動の促進

- ・業界団体等が協賛する環境ボランティア活動への積極的な参加・協力
- ・社員等によるボランティア活動の支援
- ・ボランティア休暇制度などの検討

3 団体：

環境ボランティア活動等の促進

- ・環境関連展示会への参加・協賛
- ・小中学生への環境教育の支援
- ・環境NGOやNPOとの交流・情報収集

環境ボランティア関連の広報活動の促進

- ・会員企業の参加促進に向けた広報活動
- ・建設業のイメージアップに向けたPR活動

B 環境保全

B-1 地球温暖化対策

《現状認識》

会員企業は、資材の調達から施設の設計・施工、さらには運用・改修・解体にわたって、それぞれの段階でCO₂排出量の削減に資する活動に取り組んできた。

3 団体では、作業所における施工活動について自ら管理可能なものとして、CO₂排出量削減目標を設定している。その削減方策は、作業所の特性に則し、省燃費運転や省エネ機器の採用等の地道な活動であるものの、着実に成果を上げてきている。今後も目標達成に向け広範な啓発活動を継続していく必要がある。

また、建造物の運用期間の長さを考えれば、省エネルギー性能に優れた建造物を提供していくことは、社会全体のCO₂排出量削減に極めて有効な方策であり、民生・業務分野でのエネルギー消費量が拡大する中、国の「京都議定書目標達成計画(2005年4月)」の中でも重要な対策として取組み促進が求められている。

建設業においても建造物の計画設計段階でのライフサイクルを視野に入れたCO₂排出量削減への取組みを最も重要な地球温暖化防止活動と位置づけている。既に建造物の省エネルギー化・長寿命化に関する技術開発や設計提案で着実に成果をあげているが、さらなる促進のためにはその重要性に関して発注者も含めた社会の理解を得ることが不可欠である。その一環として建造物の省エネルギー化による運用時CO₂排出量の削減効果について定量的な開示に着手しており、今後ともこの取組みの重要性について理解を得ながら、建造物のライフサイクルでのCO₂削減に努めていく必要がある。

建設分野では、CO₂以外の地球温暖化効果ガスとして、空調機等の冷媒や断熱材の発泡剤としてのフロンガスがある。既に取組みが進められている改修・解体時における冷媒フロンの適正回収処理についてはB-3で、また新築時におけるノンフロン断熱材の調達促進についてはC-2で取り扱う。

《取組項目》

B-1-1 施工段階におけるCO₂の排出抑制

B-1-2 建物運用段階におけるCO₂の排出抑制

B-1-1 施工段階におけるCO₂の排出抑制

《目的》

施工段階におけるCO₂排出量の削減目標を掲げ、その実現に向けて自ら行動を展開するとともに、協力会社・関連業界との連携、発注者側への積極的な働きかけを図り、目標達成のために努力する。

《目標》

CO₂排出量を2010年度までに12%削減

施工段階でのCO₂排出量を、1990年度を基準として施工高当たりの原単位(t-CO₂/億円)で12%削減すべく努力する。

目標値は[参考資料D-2]を参照

《実施方策》

会員企業：

建設発生土の搬出量の削減および搬送距離の短縮

- ・建設発生土の場内有効利用による場外搬出量の削減
- ・工事間利用の促進等による搬送距離の短縮

アイドリングストップおよび省燃費運転の促進

- ・建設現場で稼働する建設機械・車両のアイドリングストップの促進
- ・上記を含めた総合的な省燃費運転の促進

重機・車両の適正整備の励行

- ・建設現場で稼働する重機・車両の適正整備の励行

省エネルギー性に優れた工法、建設機械・車両の採用促進

- ・省エネルギー性に配慮した工法の採用促進
- ・エネルギー効率に優れた建設機械・車両の採用促進
- ・作業内容に適応した建設機械・車両の採用促進
- ・発生土搬出等での船運利用や廃棄物巡回回収等、輸送方法の改善

高効率仮設電気機器等の使用促進

- ・作業所におけるエネルギー効率の高い機器および工具の使用促進

現場等での省エネルギー活動の推進

- ・エネルギー効率の高い空調・照明機器の使用。
- ・こまめな消灯、空調温度の適正化、エネルギーの使用抑制

3 団体：

会員企業等への啓発

- ・CO₂排出量削減に向けた啓発活動の推進

CO₂排出量削減活動実績の把握

- ・CO₂排出量ならびに削減活動実績調査の充実
- ・建設業界における先駆的な対応事例の収集・周知

B-1-2 建物運用段階におけるCO₂の排出抑制

《目的》

計画・設計段階におけるCO₂排出量の削減に向けた自らの活動を展開するとともに、設備メーカーやエネルギー供給業者等の関連業者との連携、発注者等への積極的な働きかけを図り、排出抑制に努める。

《実施方策》

会員企業：

環境配慮設計の推進

- ・ライフサイクルCO₂(LCCO₂)の削減に向けた省エネルギー、省資源および長寿命化を取り入れた環境配慮設計の推進
- ・環境負荷の少ない施設運用に向けた運用管理者や利用者への説明の充実

技術開発の推進

- ・関連企業との連携によるCO₂排出量の削減に向けた技術開発の推進

3 団体：

発注者等への協力要請

- ・環境配慮設計の採用に向けた発注者等への協力要請

CO₂計画排出削減量の定量的把握

- ・省エネルギー法のPAL/CEC等の数値によるCO₂排出削減推定量の継続的把握

B-2 建設副産物対策

《現状認識》

建設業は、国内の資源利用量の約4割を建設資材として使用しており、産業廃棄物の発生量・最終処分量双方の約2割を建設廃棄物が占めることから、資源の有効利用、廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進など、循環型社会を構築していく上で建設業に求められる役割は、引き続き大きいものがある。

2002年5月に完全施行された「建設リサイクル法」により、特定建設資材の分別解体・再資源化の取組みも定着し、建材等の「広域認定制度」の活用など他産業との連携も含め、会員企業のゼロエミッションへの取組みも進展しているところである。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊は、高い再資源化率を既に達成している。このため、目標化する対象品目から除外するが、日常的かつ継続的に3Rを推進していくとともに、今後想定される発生量の増大に対応して、新たな利用用途の拡大が望まれる。

建設汚泥については、2005年から2006年にかけて環境省および国土交通省より、「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」や「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等が相次いで発出された。制度運用面でのこのような条件整備とあいまって、建設汚泥の再生利用に対する一般社会の理解を促進することが重要である。特に、ほとんどの場合、土砂と同様に無機性、無害であるにもかかわらず、法律上は「汚泥」とされていることから、下水汚泥、工業系汚泥等と混同され、その呼称が再生利用の支障となっている面もあることを踏まえた対応が必要である。

今後は、2010年度目標値に対して未達成である建設発生木材、建設混合廃棄物、建設汚泥、廃石膏ボード、廃プラスチック類などのリサイクル率向上が望まれる。

一方で、建設廃棄物は不法投棄廃棄物の過半を占めるとされており、優良処理業者を選定することの重要性が増している。また、適正処理の透明性を担保するために導入された電子マニフェストの普及拡大も課題となっている。

また、2005年度における建設発生土の発生量は約2億 m^3 で、建設工事の搬入土砂利用量は約1億 m^3 であるため、供給過多の状態であることから、山砂利用の抑制による建設発生土の工事間利用の促進や、過去に汚染物質を扱っていた土地の発生土に関する土壤汚染の確実なチェックや適切な再生利用などの課題が残されている。

《取組項目》

B-2-1 産業廃棄物品目別の対策

B-2-1-1 建設発生木材

B-2-1-2 建設汚泥

B-2-1-3 建設混合廃棄物

B-2-1-4 その他の建設廃棄物

B-2-2 建設発生土の対策

B-2-1 産業廃棄物目別の対策

B-2-1-1 建設発生木材

《目的》

建設発生木材は、パーティクルボードや製紙原料等に再生利用されているが、最近ではバイオマス発電の施設も相次いで建設されており、従来の利用用途から大きく拡大しようとしている。

今後はこれらの施設での需要が大幅にアップすることが予想される。バイオマス発電等の利用用途の拡大により、建設発生木材の再資源化率のアップを図る。

《目標》

建設発生木材の再資源化等率を2010年度までに95%

「建設リサイクル推進計画2002」に示されている2010年度の目標(参考値)95%を暫定目標とし、新たな目標値が定められた時点で見直す。

目標値は[参考資料D-2]を参照

《実施方策》

会員企業：

新築工事における発生抑制

・代替型枠、システム型枠の利用促進、工場でのプレカット化等による廃棄物の発生抑制に資する施工方法の採用

大規模造成工事等における場内利用

・伐採材等のマルチング材、コンポスト等としての利用推進

分別解体等の徹底

・解体工事における分別解体・分別排出の徹底

3 団体：

マテリアル・リサイクルおよびサーマル・リサイクルの推進

・マテリアル・リサイクル推進はもとより、バイオマス発電等サーマル・リサイクルの拡大

B-2-1-2 建設汚泥

《目的》

施工計画段階における建設汚泥の排出抑制やリサイクルの促進を図るとともに、建設汚泥の適正なりサイクルのあり方についての普及と再資源化等率の向上を目指す。

《目標》

建設汚泥の再資源化等率を 2010 年度までに 75%

「建設リサイクル推進計画 2002」に示されている 2010 年度の目標(参考値)75%を暫定目標とし、新たな目標値が定められた時点で見直す。

目標値は[参考資料 D-2]を参照

《実施方策》

会員企業：

発生抑制への提案

- ・発生抑制に関する自主的な検討
- ・発生抑制となる工法・技術の発注者への提案

リサイクルの促進

- ・自ら利用の促進
- ・再生利用制度の積極的な活用
- ・再資源化等率の高い中間処理業者への委託

社員等への啓発活動の促進

- ・適正なりサイクルに必要な関係法令、技術基準等の社員および協力会社への教育の徹底

3 団体：

リサイクル促進に向けた支援活動の実施

- ・「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等の周知徹底
- ・さらなるリサイクルの制度面、技術面に関する情報の収集と広報

新たな呼称「建設泥土(仮称)」の提案

- ・「建設汚泥」に替わる新たな呼称「建設泥土(仮称)」の提案と定着のための環境醸成

B-2-1-3 建設混合廃棄物

《目的》

建設混合廃棄物の排出量削減により、最終処分量の削減を図る。

《目標》

建設混合廃棄物の排出量削減を2010年度までに50% (2000年度基準)

「建設リサイクル推進計画2002」に示されている2010年度の目標(参考値)50%を暫定目標とし、新たな目標値が定められた時点で見直す。

目標値は[参考資料D-2]を参照

《実施方策》

会員企業：

新築工事における発生抑制

- ・廃棄物の発生抑制に資する施工方法、省梱包等の採用推進
- ・最終処分量削減を考慮した処理計画の作成、および分別排出の徹底

解体工事における分別解体等の徹底

- ・建設混合廃棄物とならないための、分別解体・分別排出の徹底

3 団体：

収集運搬の効率化の推進

- ・分別した廃棄物を効率的に回収する収集システムを処理業界とともに検討

他産業との連携の強化

- ・リサイクル推進、省梱包等発生抑制に向けた、建材メーカー、セメント、鉄鋼等の他産業との連携の強化

B-2-1-4 その他の建設廃棄物

《目的》

3R活動の推進、広域認定制度の利用等による廃棄処分量の削減を図る。特に廃石膏ボード・廃プラスチック類に対しては、マテリアル・リサイクルを優先したリサイクルの推進に努める。

《実施方策》

会員企業：

広域認定制度の採用推進

・広域認定を受けている各社との契約の推進

石膏ボードのプレカット搬入と分別の徹底

・プレカット等のリデュース活動の推進

・先行解体の実施、および解体工事における分別廃棄の徹底

廃プラスチック類のリサイクル先に合致した分別の徹底

・リサイクル先の受入条件に対応する分別の実施

・リサイクルに関する新情報を自らのリサイクルに活用

3 団体：

利用可能な広域認定制度の検討と情報伝達

・広域認定制度活用の働きかけの推進

・指定メーカーや対象品目等の情報提供

廃石膏ボードのリサイクルルート検討と情報提供

・解体工事を中心として、受入可能なリサイクル施設情報の収集と情報提供

廃プラスチック類のマテリアルに重点を置いたリサイクルルート検討と情報提供

・他産業界を含むリサイクル施設の利用検討と情報提供

・リサイクル新情報の収集と情報提供

B-2-2 建設発生土の対策

《目的》

国の「建設リサイクル推進計画 2002」における 2005 年度目標は未達成であり、2010 年度の参考目標を目標として、国の実施方策に協力するとともに、施工計画段階における発生抑制と排出削減、工事間利用等の推進を図る。

《目標》

利用土砂の建設発生土利用率を 2010 年度までに 90%

「建設リサイクル推進計画 2002」に示されている 2010 年度の目標(参考値)90%を暫定目標とし、新たな目標値が定められた時点で見直す。

目標値は[参考資料 D-2]を参照

《実施方策》

会員企業：

発生抑制への提案

- ・発生抑制に関する自主的な検討
- ・必要に応じた発注者への抑制策の提案

建設発生土情報交換システムの活用

- ・建設発生土情報交換システムの積極的な活用

管理の徹底

- ・作業所における建設発生土の管理の徹底
- ・建設発生土に建設廃棄物を混入させないための分別の徹底
- ・汚染土の取扱い等に関する管理の強化
- ・確実な管理を目的とした、社員および協力会社への教育の実施

3 団体：

建設発生土利用の促進に関する検討

- ・現場における利用促進の検討
- ・汚染土、廃棄物混じり土の適切な取扱いの徹底と情報提供

建設発生土を受け入れる仕組みの構築等の検討

- ・ストックヤードの整備、活用の検討
- ・不適切な放置防止のための管理方法の検討

B-3 有害物質・化学物質対策

《現状認識》

近年、顕在化している建設に係る有害物質・化学物質問題は人間の健康や生態系への影響が大きく、適切な対応が社会的要請となっている。

既存の建造物には石綿をはじめ、多用されてきたPCBやフロンが、焼却炉等にはダイオキシンが含まれているため、改修・解体工事においては、有害な化学物質による従業員・作業員や施設利用者の健康障害等に留意する必要がある。また、新築工事では塗装工事をはじめ多様な化学物質を含む建設資材が使用されるようになり、有害物質を適切に取扱い、処理することが必要となる。

大きな社会問題となった石綿に関しては、石綿救済法が新たに制定され、大気汚染防止法・廃棄物処理法・労働安全衛生法・石綿障害予防規則・建築基準法等が改正された。

フロンはオゾン層破壊物質であるとともに温室効果ガスでもあり冷媒フロンの回収率を向上させることは、京都議定書削減目標を達成するためにも不可欠である。このため改修・解体工事の元請業者に事前確認、発注者への説明が義務付けられた。

建設業が健全に事業を遂行していくために、建造物の新築・改修・解体工事において有害物質等の対応を適切におこない周辺環境の安全を図っていくことが社会的使命である。

《取組項目》

B-3-1 改修・解体工事における対策

B-3-1-1 石綿

B-3-1-2 PCB、フロン、ダイオキシン等

B-3-2 新築工事における化学物質対策

B-3-1 改修・解体工事における対策

B-3-1-1 石綿

《目的》

石綿含有建材が大量にストックされている建築物等の改修・解体工事における石綿粉じん飛散防止を適正に実施し、周辺環境の保全を図る。

《実施方策》

会員企業：

改修・解体工事における石綿含有建材の適正処理

・適正処理推進のための事前調査、事前措置、分別解体の徹底

・「廃石綿等」および「石綿含有産業廃棄物」の現場内分別保管・適正処理の徹底

改修・解体工法開発の推進

・粉じん飛散防止に有効な改修・解体工法開発の推進

無害化処理の推進

・廃石綿等・石綿含有産業廃棄物の無害化処理の推進

3 団体：

会員企業への広報・教育の推進

・石綿の使用状況、関連法等について講習会の実施

・会員および関係団体への広報・教育の推進

石綿含有産業廃棄物の適正処理の徹底

・処理業界との連携を図り、法に基づく適切な処理方法の周知徹底と適切な処理システムの検討

行政への働きかけ

・石綿含有建材の分別解体徹底に向けて、行政側への関連法規改正の要望

情報収集・周知の徹底

・粉じん飛散防止に有効な改修・解体工法、廃石綿等・石綿含有産業廃棄物の無害化処理に関する情報の収集と周知徹底

B-3-1-2 PCB、フロン、ダイオキシン等

《目的》

PCB、フロン、ダイオキシン等の有害化学物質の処理処分における作業員や周辺地域への影響を最小限にするために、法規制を順守し、適正処理の徹底を図る。

《実施方策》

会員企業：

改修・解体工事における事前調査の徹底

・工事着手前の事前調査を徹底し、有害化学物質の確認を確実に実施

法規制順守による有害化学物質の適正処理

・有害化学物質に関する個別の法令内容の把握、適正処理

冷媒フロンの適正処理の促進

・機器の設置、移設、整備、撤去・廃棄時における冷媒フロンの大気中への排出防止
・フロン類回収業者への確実な引渡しなどフロン回収・破壊法の順守

3 団体：

PCB廃棄物の適正処理の推進

・日本環境安全事業(株)(JESCO)によるPCB廃棄物処理方法の周知
・低濃度PCB廃棄物については解体工事等に先行した事前確認の周知
・他産業界との協力による低濃度PCB廃棄物処理システムの構築

冷媒フロン回収率の向上を目指した取組みの強化

・フロン回収・破壊法改正の周知

ダイオキシン等の有害化学物質の取扱いに関する周知

・会員企業および関連建設業界への資料配布や講習会の実施

B-3-2 新築工事における化学物質対策

《目的》

化学物質の使用に起因する環境汚染、健康障害、事業上のリスクを避けるため有害化学物質を適正管理し、環境への排出削減を推進する。また、ライフサイクルの視点に立った有害化学物質のリスク管理を図るために、建設資材の情報を活用する仕組みが必要である。

そのために、化学物質に関する規制の動向を踏まえ関連業界と協同で必要な情報の整備・共有化を促進し、有効な代替製品となる環境配慮型製品の積極的な推奨に努める。

《実施方策》

会員企業：

有害化学物質の使用削減と環境配慮型製品の使用促進

- ・有害化学物質が含まれる資材の使用削減の促進
- ・有害化学物質が含まれない環境配慮型製品の使用促進

室内空気質(シックハウス)対策の促進

- ・室内空気質に係る建設資材の適正管理の促進
- ・竣工時における空気質の測定の促進

発注者、設計者、作業者への情報提供・提案

- ・有害化学物質が含まれる建設資材の情報提供
- ・安全な建設資材の提案

3 団体：

建設資材に含有される化学物質使用に関する実態の把握

- ・関連業界からの情報収集・整理

有害化学物質の評価方法の策定

- ・建設資材の有害性・評価方法の検討
- ・環境配慮型製品の使用判断基準の検討

化学物質管理に関する啓発と情報開示

- ・化学物質管理の重要性に関する会員企業への啓発。
- ・建設業における化学物質の使用状況に関する情報提供
- ・既存の共通マークなどによる化学物質含有建設資材の情報提供

行政や関連業界への働きかけ

- ・国等の特定調達品目への適用品目に関する行政との情報交換の実施
- ・望ましい建設資材の検討や含有化学物質関連のデータ整備等に向けた関連業界への働きかけを推進

B-4 生態系保全

《現状認識》

建設業は自然とのかかわりが深く、3 団体では 1996 年の自主行動計画策定以来、生態系保全に取り組んできた。

また、会員企業はかねてより計画・設計段階はもとより、施工段階においても生態系保全への取組みや自然との共生を念頭に置いた新技術・手法の開発をおこなってきた。

生態系保全は、持続可能な経済社会を構築する上での重要かつ永久的な課題であり、今後とも引き続きこのための活動を推進する。

《取組項目》

B-4-1 施工段階における生態系保全の推進

B-4-1 施工段階における生態系保全の推進

《目的》

生態系保全に関する技術・手法の開発を促進し、施工段階での生態系保全についての取り組みを推進する。

《実施方策》

会員企業：

施工段階における生態系との共生を図る技術開発の促進

・工事施工時における生態系との共生を図る技術開発の促進

都市部における自然環境整備の提案

・都市部において、野鳥等の小動物が生息できる環境整備の提案

・市街地に残る緑地の保全、建物緑化等の提案

3 団体：

一般社会へのPR活動の促進

・市民見学会等の機会を活用した、広く一般社会へのPR活動の促進

C 環境配慮

C-1 環境配慮設計の推進

《現状認識》

建設プロジェクトにおいて、計画・設計段階における環境への配慮は建造物の運用段階での環境負荷を低減する上で重要なプロセスである。建築においては建築確認に先立って環境配慮計画の提出が求められることが増加し、建築物総合環境性能評価システム(以下CASBEE)の利用推進が図られつつある。公共工事においては総合評価落札方式の定着に伴い、技術提案の加算点は増加し、環境配慮項目の技術等の提案が重要性を占めつつある。

《取組項目》

C-1-1 建築部門における環境配慮設計の推進

C-1-2 土木部門における環境配慮技術提案の推進

C-1-1 建築部門における環境配慮設計の推進

《目的》

環境配慮設計に関わる技術・手法の開発、改良を促進するとともに、設計結果を評価するCASBEE等の利用推進に努めることにより環境配慮設計を定着させる。

《実施方策》

会員企業：

CASBEEの利用推進

- ・設計段階におけるCASBEE利用の推進
- ・発注者に対するCASBEEによる評価の積極的提案

環境配慮設計に関わる技術の開発、改良の推進

- ・関連企業との連携による環境配慮設計に関わる技術の開発、改良の推進

3 団体：

CASBEEの利用状況調査および利用の推進

- ・会員企業のCASBEE利用実態の把握、公開
- ・設計者向けの手引きなどの作成、提供

環境配慮設計に関わる技術の情報収集

- ・会員企業が開発した環境配慮設計に関わる技術・手法の情報収集・整理および共通課題の検討

関連業界との情報交換の実施

- ・関連団体との連携による環境配慮設計に関する情報交換

C-1-2 土木部門における環境配慮技術の提案の推進

《目的》

環境保全、自然再生および環境創造に関する技術・手法の活用を推進する。

《実施方策》

会員企業：

環境保全、自然再生および環境創造を考慮した技術・手法の提案
・発注者等に対して環境配慮技術・手法の提案

3 団体：

環境保全、自然再生および環境創造技術・手法の収集・整理、提供
・会員企業が開発した環境保全、自然再生および環境創造に関する技術・手法の情報収集・整理
・会員企業および発注者等への情報提供

C-2 グリーン調達促進

《現状認識》

グリーン購入法の施行以来、国等の公共工事においては、グリーン調達の対象とする特定調達品目の見直しが毎年行われており、「京都議定書目標達成計画」(2005 年)を受けてのノンフロン断熱材の使用や、伐採国における合法的木材・木材製品の使用などが判断基準に追加された。また、会員企業のグリーン調達については大幅な進展が見られるものの、さらなる推進を要する状況にある。

建設業は典型的な多資材多消費型産業であり、建造物のライフサイクル全般にわたって環境に対し、直接的・間接的に様々な影響を及ぼすため、資源循環型社会形成、地球温暖化対策、建設副産物対策、有害化学物質対策、生態系保全、環境創造などに寄与する品目の積極的な調達促進を図っていくことが重要である。

《取組項目》

C-2-1 重点グリーン調達品目の設定と調達促進

C-2-1 重点グリーン調達品目の設定と調達促進

《目的》

建設業におけるグリーン調達に関する意識を高めて日常活動として実施するとともに、重点グリーン調達品目を設定して、一層のグリーン調達促進を図る。

建設業における重点グリーン調達品目:

環境負荷低減や環境創造などに寄与する建設資材・設備機器・建設機械などの調達や各種システム・構法・工法などの採用において、重点的なグリーン調達の対象として設定する品目。
建設資材の品目候補としては、流動化処理土、高炉生コン、代替型枠、再生木質ボード、合法性木材・木材製品、ノンフロン断熱材などがあげられる。

《実施方策》

会員企業：

建設資機材等のグリーン調達の促進

- ・「国等の特定調達品目」、「エコマーク商品」などを参考とする重点グリーン調達品目の設定
- ・自社設計段階および施工段階における優先的な調達の促進
- ・調達実績の評価
- ・発注者や設計者に対する採用提案の促進

事務用品等のグリーン調達の促進

- ・オフィスや作業所における事務用品や事務機器等のグリーン調達の促進

3 団体：

会員企業への情報提供および啓発

- ・グリーン調達に関する意識向上および重点グリーン調達品目の設定・調達促進に向けた情報の作成・提供
- ・グリーン調達の促進に向けたセミナー等の開催

関連業界・行政との情報交換の実施

- ・グリーン調達品目に関する情報交換会の実施や検討会等への参画

C-3 環境保全技術活用の促進

《現状認識》

地球環境問題、地域環境問題に対する技術やノウハウを会員企業は多数保有しており、その技術を積極的に活用し、環境の保全と創造に取り組むことは国が進める「環境と経済の両立」にも合致し、環境経営の柱となりうる。環境先進国として途上国の環境保全を手助けする役割も重要である。

《取組項目》

C-3-1 環境保全技術全般の整備と活用の促進

C-3-1 環境保全技術全般の整備と活用の促進

《目的》

環境保全に関する技術・手法の開発を図るとともに、それらの活用を促進する。

《実施方策》

会員企業：

環境保全等を考慮した技術・手法の整備と活用の促進

- ・環境保全、自然再生および環境創造に関する技術・手法の開発整備の促進
- ・発注者等への環境保全技術等を活用した提案の促進

3 団体：

環境保全技術・手法等の収集、情報提供

- ・会員企業の環境保全技術等の情報収集
- ・会員企業および発注者への情報提供

関連業界との情報交換の実施

- ・関連業界との環境保全技術等に関する情報交換

一般社会へのPR活動の促進

- ・環境保全技術等に関する一般社会向け小冊子の作成
- ・市民見学会での配布、ホームページへの掲載等

D 参考資料

D-1 環境自主行動計画見直しの経緯

- ・1996年11月、3団体で「建設業の環境保全自主行動計画」策定。
- ・1998年10月、「建設工事段階で発生するCO₂を、1990年度を基準として2010年までに12%削減すべく努力する」基本目標を掲げた「自主行動計画第2版」を策定。
- ・1999年4月、緑化の推進、CO₂以外の温室効果ガスの排出抑制を加えた「自主行動計画第2版(増補版)」を策定。
- ・2003年2月、項目を整理し、「自主行動計画第3版」を策定。
- ・2006年3月、一部、目標の見直しを行い、「自主行動計画第3版(改訂版)」を策定。
- ・2007年4月、新たに2010年までの目標を定め、全体構成および重点実施項目等の見直しを行い、「自主行動計画第4版」を策定。

「建設業の環境保全自主行動計画」実施項目の推移

実施項目	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
地球温暖化防止対策 循環型社会の構築 熱帯雨林保全 環境マネジメントシステム構築 生態系保全 緑化の推進 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制 グリーン調達促進 化学物質管理の促進 環境経営の促進 建設副産物対策												
	1996年11月 建設業の環境保全 自主行動計画 実施項目		1998年10月 建設業の環境保全自主 行動計画 第二版 実施項目	1999年4月 建設業の環境保全自主行動計画 第二版(増補版) 実施項目				2003年2月 建設業の環境保全 自主行動計画 第三版 実施項目			2006年3月 建設業の環境保全自主 行動計画 第三版 (改訂版) 実施項目	
	<p>は 内容変更 は 削除 は 含む</p> <p>の目標 値を変更</p>											

「建設業の環境自主行動計画第4版」実施項目

第4版実施項目	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年3月
A. 環境経営 1. 環境経営の充実 B. 環境保全 1. 地球温暖化対策 2. 建設副産物対策 3. 有害物質・化学物質対策 4. 生態系保全 C. 環境配慮 1. 環境配慮設計の推進 2. グリーン調達の促進 3. 環境保全技術活用の促進	<p>2007年4月 建設業の環境自主行動計画 第四版</p>				

D-2 数値目標に関する参考資料

D-2-1 環境情報公開

環境省の循環型社会形成推進基本計画、および日本経団連の目標値等を参考にし、会員企業の環境情報公開実績をもとに、2010年度目標値を50%と設定した。なお、売上高規模別の目標も参考値として設定している。

調査年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2010年度目標
日建連 (3団体)	12.4% (22社/177社)	18.9% (31社/164社)	21.3% (35社/164社)	24.7% (38社/154社)	50.0% (77社/154社) 会員企業数は2006年度で設定
	売上高規模別実績				売上高規模別目標(参考値)
	1000億円以上 500億円以上1000億円未満 500億円未満	26社(74%) 5社(13%) 4社(4%)	28社(80%) 6社(17%) 4社(4%)	35社/35社(100%) 20社/34社(60%程度) 25社/85社(30%程度)	
環境省	循環型社会形成推進基本計画 (平成15年3月)				上場企業の約50%及び 非上場企業の約30%を目標
日本 経団連	27% (350社/1314社) (日刊工業新聞2004年10月29日掲載)				3年間で倍増(700社)

D-2-2 CO₂排出量削減

排出量原単位の削減目標値の設定に際しては、現場で実施可能な削減方策ごとに取組みの実施率の現状把握と目標値設定を行い(表-1)、目標どおりに各取組みが実施された場合の削減効果の累積値として排出量原単位12%減を設定した(図-1、2)。

表-1 CO₂削減活動と実施率(1990年度初期値、2010年度目標値)

	活動項目	1990年度 実施状況	2010年度 目標実施率	備考
電力	こまめな消灯	0	100	-
	空調温度適正化	0	100	夏期:28 以上 冬期:20 以下
	高効率照明の採用	60	75	電灯から蛍光灯へ
灯油	適正暖房	0	100	冬期:20 以下
	工事用ヒーター等の適正使用	0	60	ジェットヒーター 使用時の室温管理
	エアコン暖房への切替	30	60	-
軽油	アイドリングストップ	0	100	-
	適正整備	60	100	空気圧、オイル・ フィルターの管理
	発生土リサイクル(Q×L) :(m ³ ・km/億円) ここで Q:平均搬出量(m ³ /億円) L:平均搬送距離(km)	建築 13,145 Q:644 L:20.4 土木 24,026 Q:2,356 L:11.1	9,203 (Q×Lを初期 値の30%減) 16,818 (Q×Lを初期 値の30%減)	発生土の 現場内利用 近隣利用

図-1 排出量原単位の初期値と目標値

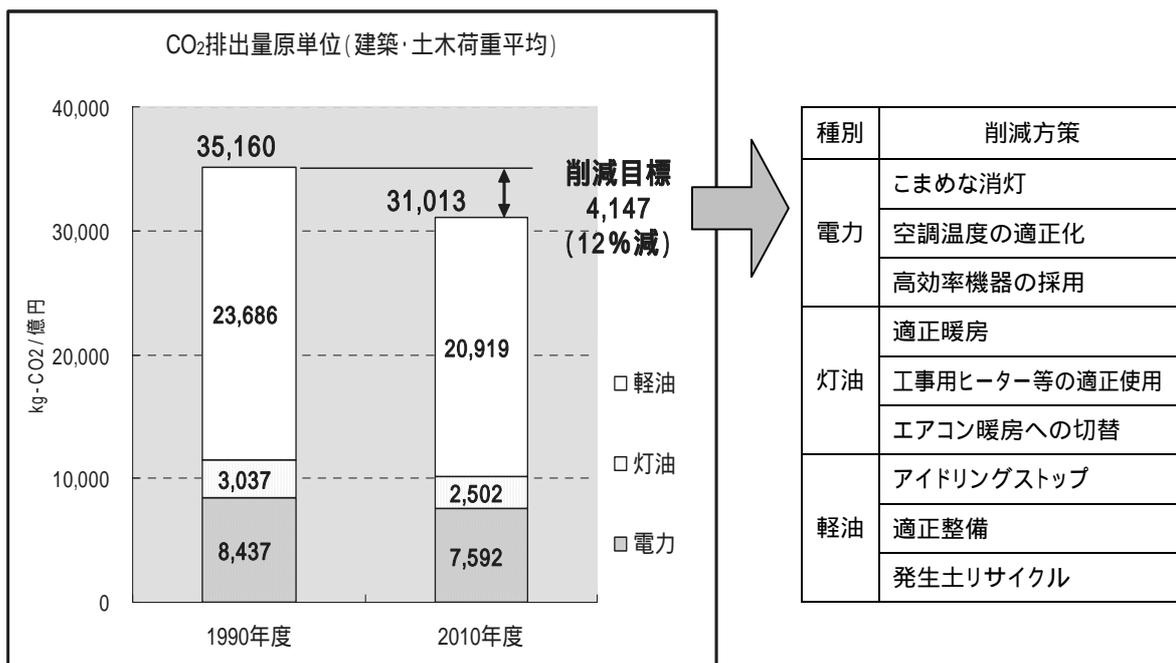
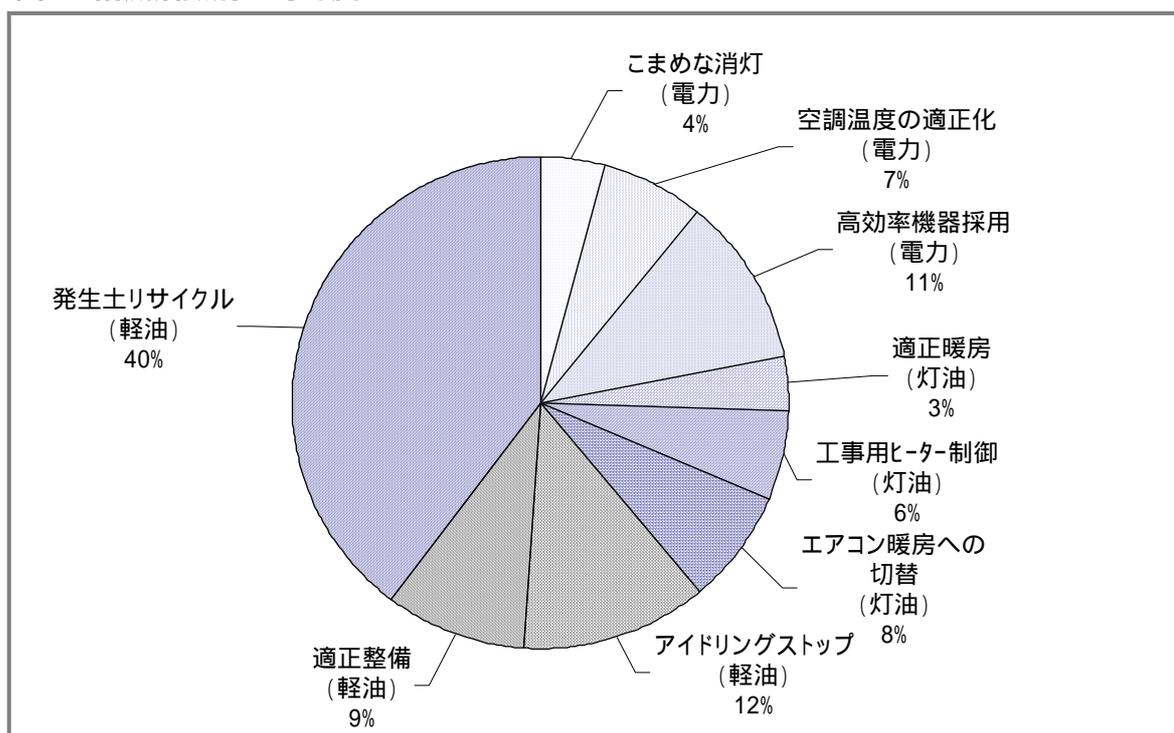


図-2 削減活動別の寄与度



【図表の説明】

表-1: 各削減活動の初期(1990年度)の実施率と目標(2010年度)とする実施率を示す。

初期の実施率は活動着手時(1997年度)の実施率と同一として設定。

図-1: エネルギー源別に排出原単位の初期値と目標値を示す。

図-2: 目標削減量に対する、各削減活動の占める割合を示す。

D-2-3 建設副産物

建設副産物の目標値については、「建設リサイクル推進計画 2002」に示されている 2010 年の目標(参考値)を暫定目標値とし、新たな目標値が定められた時点で見直す。

なお、今回の第4版では、平成 17 年度の実績値が平成 22 年度(2010 年度)目標値未達成項目についてのみ目標値を設定している。

平成17年度建設副産物実態調査結果について

平成18年12月8日
国土交通省

国土交通省は、平成17年度に全国の建設工事から排出された建設副産物^{注1)}を対象として、排出量、再資源化等の状況について調査を行いました。今回、この調査結果がとりまとめられましたので、公表致します。

注1) 建設副産物：建設工事に伴って副次的に得られる物品であり、建設廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材など）及び建設発生土（建設工事の際に搬出される土砂）の総称。

調査結果の概要

1. 排出量の動向

平成17年度の建設廃棄物の排出量は約7,700万トン、建設発生土の排出量は約1億9,518万㎡となりました。これは、前回調査平成14年度と比較すると、建設廃棄物で約7%、建設発生土で約20%の減少となっています（次頁参照）。

2. 再資源化等の状況（※1）

建設廃棄物の再資源化等及び土砂の再生利用の状況を前回平成14年度調査と比較すると、次のとおりです。

	平成14年度	平成17年度	増減
アスファルト・コンクリート塊の再資源化率 ^{注2)}	98.7%	98.6%	0.1ポイント減
コンクリート塊の再資源化率	97.5%	98.1%	0.6ポイント増
建設発生木材 ^{注3)} の再資源化率	61.1%	68.2%	7.1ポイント増
建設発生木材の再資源化等率 ^{注4)}	89.3%	90.7%	1.3ポイント増
建設汚泥の再資源化等率	68.6%	74.5%	5.9ポイント増
建設混合廃棄物の排出量	337.5万トン	292.8万トン	44.7万トン減
建設廃棄物の再資源化等率	91.6%	92.2%	0.6ポイント増
利用土砂の建設発生土利用率 ^{注5)}	65.1%	62.9%	2.2ポイント減

3. 建設リサイクル推進計画2002の進捗状況（※2）

	平成17年度 実績値	平成17年度 目標値	平成22年度 目標値	
アスファルト・コンクリート塊の再資源化率	98.6%	達成 98%以上	達成	98%以上
コンクリート塊の再資源化率	98.1%	達成 96%以上	達成	96%以上
建設発生木材の再資源化率	68.2%	達成 60%	達成	65%
建設発生木材の再資源化等率	90.7%	達成 90%	未達成	95%
建設汚泥の再資源化等率	74.5%	達成 60%	未達成	75%
建設混合廃棄物の排出量削減(H12比) ^{注6)}	39.6%削減	達成 25%削減	未達成	50%削減
建設廃棄物の再資源化等率	92.2%	達成 88%	達成	91%
利用土砂の建設発生土利用率	62.9%	未達成 75%	未達成	90%

注2) 再資源化率：建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合。

注3) 建設発生木材については、伐木材、除根材等を含む数値である。

注4) 再資源化等率：建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合。なお、再資源化等とは、再資源化及び縮減のこと。

注5) 利用土砂の建設発生土利用率：土砂利用量（搬入土砂利用量+現場内利用量）のうち土質改良を含む建設発生土利用量の割合。

注6) 平成12年度における建設混合廃棄物の排出量は、484.8万トン。

※1及び※2については、補足事項があります（別紙参照）。

<問い合わせ先>

総合政策局 事業総括調整官室 調整官 田中 倫英（内線24523）
 施工技術係長 田中 康寛（内線24553）
 TEL 03-5253-8111（代）